

徳島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

219	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		古川長原港	徳島市川内町富吉二二五番一 地先から 同 二〇七番二 地先まで	七二・八	令和六年一月五日